

社会福祉法人日吉津村社会福祉協議会
役員報酬支給規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人日吉津村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員報酬支給に関し必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 役員は、無給とする。ただし、会長について次のとおりとする。

会 長 月 額 50,000円

(報酬の支給方法)

第3条 報酬の支給方法は、社会福祉法人日吉津村社会福祉協議会職員給与規程第24条に準ずる。

附 則

この規則は、平成12年5月30日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年2月14日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年1月11日から適用する。